

理事等選挙規程

2021年12月26日施行

2023年 9月17日改正

第一章. 総 則

第1条 (目 的)

この規程は、我が国の法令や指針等、および日本統合医療学会（以下、本学会と称する。）の定款に従い本学会における理事、業務執行理事および代表理事の選出にかかる手続き等について定め、公正な選挙による理事、業務執行理事および代表理事の選出を行うことを目的としている。

第2条 (この規程の適用範囲)

この規程は、本学会の理事、業務執行理事および代表理事の選挙について、適用する。

第3条 (理事等の定数)

理事は、23名以内を定数とし、定款第16条に従い理事のうち5名を業務執行理事とし、1名を代表理事とする。

第4条 (会員区分)

理事については、様々な意見を取り入れるため、会員を区分A、区分B、区分Cの3つに分け、かたよりなく選出されるようにしなければならない。なお、本規程で用いる区分については「会員資格区分コード表」（別表1）に基づくこととし、職種に基づく区分けは「分野」と称する。

- 一. 区分Aには、認定医の受験資格を持つすべての会員が含まれる。
- 二. 区分Bには、認定師の受験資格を持つすべての会員が含まれる。
- 三. 区分Cには、認定協働士の受験資格を持つすべての会員が含まれる。
- 四. 選挙の際には、被選挙人は、いずれか一つの区分にしか所属できない。

第5条 (理事の選出)

- 一. 理事は、区分A、区分B、区分Cから選出する。
- 二. 本規程第6条に基づき選出された代表理事は、2名以内の者を指名し、選挙をすることなく理事とすることができる。但し、定款第17条に基づき、正会員でなければならない。
- 三. 本規程第3条に定める定数を満たさない場合の対応は、理事会にて協議する。
- 四. 本条第一項における各区分からの選出人数は、新たな選挙制度の構築に向け、当面の間、理事会における過半数の賛成を得たのち、代表理事の顕名による通知等によ

って修正されるものとする。

- 五. 選出にあたり、投票者数同数等で選出に支障がある場合、会員歴の長い者を優先する。

第 6 条 （代表理事の選出）

代表理事は、理事の互選による代表理事選挙によって選出される。

第 7 条 （業務執行理事の選出）

業務執行理事は、本規程第 6 条に基づき選出された代表理事が、本規程第 5 条第 1 項に基づき選出された理事の中から 5 名を指名し、本規程第 5 条第 1 項に基づき選出された理事の互選による業務執行理事選挙にて過半数の承認によって選出される。

第 8 条 （代表理事補佐の選出）

代表理事は、いつでも本規程第 5 条に基づき選出された理事より 2 名以内の者を指名し、代表理事補佐とすることができる。

第 9 条 （理事会）

理事会は、すべての理事によって構成される。本学会定款第 3 4 条から第 4 3 条に規定される。

第 10 条 （業務執行理事会）

業務執行理事会は、すべての業務執行理事によって構成される。定款第 1 6 条および第 1 7 条に規定される業務執行理事により構成され、定款第 1 9 条に規定される職務を行う。

第 11 条 （選挙権）

- 一. 原則として、選挙実施前年の本学会会計年度末において、本学会に所属し、投票時、本学会に所属するすべての正会員は、選挙権を有する。
- 二. 選挙は、投票により行う。
- 三. 賛助会員は、代表する者による投票のみを有効とする。

第 12 条 （被選挙人）

本学会に所属する正会員のうち、賛助会員以外以下の者は被選挙権を有する。

- 一. 選挙実施前年度末（9 月 3 0 日）において、それまでの年会費につき未納がない者。
- 二. 選挙実施前年度末（9 月 3 0 日）において、会員歴が 3 年以上ある者。

第 13 条 （選挙権、被選挙権のはく奪）

- 一. 選挙権および被選挙権は、この規程およびその他の規程により、はく奪等の懲罰、処分がなされる。懲罰、処分等は、選挙中は選挙委員会、選挙委員会解散後は倫理委員会でおこなう。最終決定は理事会で行う。

- 二. はく奪の期間は、懲罰、処分等を受けた日より5年間とする。但し、期間の定めのある懲罰、処分等を受けた場合は、その期間の終了日より5年間とする。

第14条 (理事等の欠員)

理事、業務執行理事および代表理事に欠員が出た場合、速やかにこれを補充するように努めなければならない。その場合は、本規程第23条に規定する被選挙人名簿の記録に従い、非当選者のうち、得票数の高い者から順に欠員の補充に充てるものとする。

第15条 (選挙権の放棄)

選挙権は、原則放棄することはできない。

第16条 (選挙の開始)

本規程に基づく選挙は、理事長の宣言により開始される。

第二章. 選挙委員会

第17条 (選挙委員会)

- 一. 選挙を行う際は、本学会の事務局が指名し、理事会の承認を得た会員2名をもって選挙委員会を構成する。
- 二. 選挙委員会に属する委員は、選挙権および被選挙権を喪失する。
- 三. 賛助会員は、選挙委員になれない。

第18条 (選挙委員会の責任)

- 一. 選挙は、我が国の法令等、および本学会の定款その他規程等に従い、厳粛かつ公正に行われなければならない。選挙委員は、厳粛かつ公正な選挙が行われるよう最大限の注意を払わなければならない。
- 二. 選挙委員会は、選挙期間中に選挙に関わる、関わらないを問わず、会員が我が国の法令等、および本学会の定款その他規程に反した場合、本学会の会員資格をはく奪する定款第9条に定める除名の対象となる。

第19条 (選挙委員会の業務)

選挙委員会は、選挙に関わるすべての事務を管掌する。

第20条 (選挙委員会の業務期間)

選挙委員会は、本規程第16条により開始され、本規程第25条により解散するものとし、定款第58条を適用しない。

第21条 (投票の支援)

- 一. 選挙委員会は、すべての選挙権者の投票に必要な支援を行わなければならない。
- 二. 本学会は、選挙委員会に協力し選挙権者の投票に必要な支援を行わなければならない。

第22条 (当選証書)

- 一. 選挙委員会は、当選した理事、業務執行理事および代表理事に対して当選証書を授与しなければならない。但し、当選証書は電磁データによるものでも差し支えない。
- 二. 当選証書には、選挙委員全員の連署（署名または記名押印）を要する。

第23条 (被選挙人名簿)

被選挙人名簿には、すべての立候補者について下の各号に挙げるものを記録し、最後に選挙を行った日より5年間保持しなければならない。但し、この記録は磁気ディスク等への電磁記録によってもよい。

1. 氏名
2. 会員番号
3. 認定区分
4. 理事の連続当選回数
5. 選挙結果

第24条 (選挙記録)

選挙委員会は、下の各号に掲げるものを記録し、最後に選挙を行った日より5年間保持しなければならない。但し、この記録は磁気ディスク等への電磁記録によってもよい。

1. 選挙日
2. 選挙委員会の委員の氏名
3. 選挙委員会の委員の会員番号
4. 選挙に関する不正に関する記録
5. 選挙に関し特に記録すべき事柄

第25条 (選挙委員会の解散)

選挙委員会は、すべての理事、業務執行理事および代表理事に対する当選証書の授与の完了により解散する。

第三章. 選挙の方法

第26条 (立候補の方法)

理事、業務執行理事または代表理事に立候補する場合は、自薦他薦を問わず、選挙委員会が認めた書面にて行わなければならない。

第27条 (選挙日の確定)

選挙日は、選挙委員会がこれを定める。

第28条 (投票の方法)

投票の方法は、当面の間、選挙委員会がこれを定める。

第四章. 附 則

第29条 (代表理事補佐の役割)

- 一. 代表理事補佐は、代表理事直属の機関として代表理事の事務を助ける。
- 二. 代表理事補佐は、業務執行理事会に出席する。但し、代表理事補佐は業務執行理事会において議決権を有さない。

第30条 本規程は、2021年12月26日より施行する。

【選出規準】

- 区分Aについては、当選者が一つの分野のみとなる場合、その分野の最下位当選者が落選となり、別分野の最上位者が当選となる。但し、立候補者が一つの分野のみの場合は、その限りではない。
- 区分BおよびCに関しては、各区分定数の過半数が一つの分野からの当選者であってはならない。そのような場合、過半数以下を当選者とする。残る当選者は他分野の得票順に当選者を決定する。但し、過半数以下を当選者とすることで当選者総数が変わる場合はこの限りではない。

※ 別表1「会員資格区分コード表」		
番号	分野（職種）	認定制度の 該当区分
1	医師	認定医
2	歯科医師	認定医
3	獣医師	認定医
4	薬剤師	認定師
5	看護師・准看護師	認定師
6	保健師・助産師	認定師
7	リハビリ系 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・技師装具士)	認定師
8	検査・補助系：医科 (臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学技士・視能訓練士)	認定師
9	検査・補助系：歯科 (歯科衛生士・歯科技工士)	認定師
10	管理栄養士・栄養士	認定師
11	福祉系 (介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士)	認定師
12	救急救命士	認定師
13	公認心理師	認定師
14	日本伝統医療系 (鍼灸師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師)	認定師
15	その他：国家資格あり	認定師
16	伝統・補完代替医療提供者① (中国伝統医学・アーユルヴェーダ・アロマセラピー)	認定 協働師
17	伝統・補完代替医療提供者② (カイロプラクティック・オステオパシー)	認定 協働師
18	伝統・補完代替医療提供者③ (ヨーガ・気功・エネルギー療法)	認定 協働師
19	心理系 (臨床心理士・産業カウンセラー)	認定 協働師
20	その他：国家資格なし	認定 協働師